

KOSAIDO 光 プロバイダーサービス規約

平成 28 年 2 月 8 日版

株式会社廣濟堂

第 1 条（適用）

株式会社廣濟堂（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する KOSAIDO 光 プロバイダーサービス規約（以下「本サービス規約」といいます。）を定め、本サービス規約に従って、当社と KOSAIDO 光 プロバイダーサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）を締結している者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本サービスを提供します。

また本サービスは、株式会社 NTT ぷらら（以下、「NTT ぷらら」といいます。）の提供するマルチネットワークサービス「ぷらら」を用いています。当社は、本サービスを NTT ぷららの提供サービスの範囲で提供します。

第 2 条（本サービス規約の変更）

1. 当社は、本サービス規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本サービス規約によるものとします。

2. 本サービス規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) 本サービスまたは当社のホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2) 本サービス利用契約申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 本サービス利用契約申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第 3 条（契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本サービス規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申込をし、当社が当該申込に対して承諾を行った時点をもって成

立するものとします。また、当社は利用希望者が本サービス利用契約を申し込んだ時点で、本サービス規約に同意したものとみなします。

2.本サービスへのお申込のために利用希望者が当社に提示する情報は、全て正確かつ最新の情報であることとします。

3.利用希望者は、申込時に1名以上を管理責任者として、当社が別途指定する方法により当社に申し出るものとします。もし当該管理者に変更が生じた場合には、速やかに指定書面により変更の届出をするものとします。もしこの届出が遅滞したことにより、契約者に損害が生じた場合には、当社はその責任を一切負いません。

4.本サービスは、管理責任者が利用を許可した個人ユーザ（以下「利用ユーザ」という）が利用できるものとします。

5.契約者及び管理責任者は、本サービス利用にかかる全ての責を負うものとします。

6.当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、当該申込みを承諾しない場合があります。

(1)利用希望者が実在しない場合。

(2)利用希望者が既に契約者となっている場合。

(3)利用希望者が日本国外に所在する場合。

(4)利用希望者が、過去にサービス規約違反等により、契約の取消が行われている場合。

(5)利用希望者が、申込を行った時点で、第19条に定めるサービスの提供停止を受けている場合。

(6)当社の業務の遂行上または技術上支障がある場合。

(7)申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。

(8)仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを受けている場合。

(9)手形交換所の取引停止処分を受けている場合、その他支払停止の状況にある場合。

(10)公租公課の滞納処分を受けている場合。

(11)その他、当社が、利用希望者と契約することを不相当と判断する場合。

(12)過去において前項目のいずれかに該当する場合。

7.契約者は、利用ユーザにサービス規約を遵守させるものとします。利用ユーザのサービス規約違反は、契約者のサービス規約違反とみなします。万一利用ユーザがサービス規約に違反した場合、契約者、管理責任者及び当該利用ユーザは連帯して責を負う上、当社は、契約を取り消すことがあります。この取り消しによって契約者、利用ユーザ及び第三者に損害が生じたとしても、該当契約者は契約取り消し後であっても当社に免責させる義務を負うものとします。

8. 契約者は、契約者として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供すること等の行為はできないものとします。但し、営業権の譲渡等社会通念上考慮すべき事象が発生した場合に、その事実を証明する書類の提出をもって譲渡が認められる

場合があります。

9. サービス開始日は、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 4 条（登録内容の変更）

1. 契約者は、住所、電話番号、請求書送付先、管理責任者、管理責任者連絡先メールアドレスの届け出事項、その他当社に届け出ている内容に変更があった場合には、速やかに当社が別途指定する所定の変更届出書にて、当社に届け出るものとします。変更の届出を怠ったことにより契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、変更の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類を契約者に提出していただくことがあります。

2. 契約者が合併又は分割した場合で、合併後存続する法人ないし団体若しくは合併により設立した法人ないし団体又は分割により契約を承継した法人ないし団体が、契約の継続を希望しない場合には、契約者あるいは承継者はその旨を速やかに当社が別途指定する所定の変更届出書にて、当社に届け出るものとします。当社は その通知受領後 30 日以内に、当該契約者又は承継者に通知の上、契約を解除することができるものとします。当社がこの解除通知を行わなかった場合には、当該契約者又は承継者は契約者が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。なお、承継の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

3. 契約者は、前 2 項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。またその到達がなかったことで不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 5 条（契約の解除）

1. 契約者が本サービス利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の書面により本サービス利用契約の解除の申請を行うものとし、解約希望月の前月末までに当社に提出するものとします。当該書面に規定の記載・押印が不足している場合には、当該申請は効力を発しません。

2. 契約者が本サービス利用契約を解約した場合、解約日が月の途中であっても月末までの利用料金を支払うものとします。

第 6 条（契約の取消）

1. 契約者が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該契約者との契約を取り消すことができるものとします。また、契約が取り消された場合、当該契約者

は、当社に対する債務の一切につき即時に期限の利益を失い、当該債務を直ちに弁済するもの
とします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

- (1) 本サービス利用契約申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (2) 第 16 条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (3) 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行、または支払い拒否が 1 回でもあった場合。
- (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (5) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始、特別精
算開始の申し立てがあった場合。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他支払停止の状況にある場合。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) その他、本サービス利用規約に違反した場合。
- (9) その他、不適切と当社が判断した場合。

2. 契約者が第 11 条に定めるユーザ ID を 2 件以上契約している場合、そのいずれかの ID が
前項により取消し対象となった場合、当社は当該契約者が契約する全ての ID に 対し、前項に
定める処理を行うことができるものとします。

第 7 条（補償義務）

契約者は、契約者又は利用ユーザによる本サービスの利用において、以下の各項の事象が生じ、
その結果、被補償者（以下に定義される）が第三者からクレームや訴訟を提起された場合、被
補償者がこれにより支出し又は被った一切の損害及び費用（損害賠償金の裁定額、和解金、裁
判費用及び合理的な弁護士費用を含む）を賠償することを約し、又被補償者を免責・弁護する
ことを約します。被補償者には、当社の他、関連会社、被用者及び関係者(当社、各サービスに
関わりのある全てのパートナーサイト、ライセンサー、各種請負人など)を含みます。

- (1) 本サービスの統計的、平均的な利用を大幅に超えた転送量が発生した場合。
- (2) 前項において、更に当社のシステムの運用を阻害する事象が発生した場合。
- (3) 他人の著作権、名誉権、プライバシー権等の権利を侵害した場合。
- (4) その他契約者又は利用ユーザの違法行為または不法行為。

第 8 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、管理責任者宛に行われるものとし、個別規約に別段に定めのある
場合を除き、本サービス経由の電子メール、追加規定を含む一般掲示、またはその他当社が適
当と認めるその他の方法により送付されるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、管理責任者の電子メールアドレス宛に発信したこと

をもって契約者への通知が効力を生じるものとします。契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

3.第 1 項の通知が本サーバー上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示された時点より効力を生じるものとします。

第 9 条 (利用前の準備)

1.契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、通信機器、ソフトウェア、また通信回線利用契約、その他これらに付随して必要となる全ての環境を準備するものとします。

2.契約者が準備した環境が、バージョンアップや生産中止、保証適用外等のように、一般的なネットワークの規格にそぐわないことを起因として、契約者あるいは第三者が本サービスを利用できない等のトラブルが発生した場合、当社はその責を免れるものとします。

第 10 条 (サービスの提供)

1.本サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスに対応し、主としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行います。電気通信サービスは、契約者の責任と費用によって準備されるものとします。

2.本サービスのサービス提供地域は、日本全国とし、アクセスポイントは別途、当社で定めるところを利用できるものとします。

3.本サービスは、第 3 条により本サービス利用契約が成立した契約者が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続を完了した時から利用できるものとします。

4.当社は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加をすることができます。

5.当社は、本サービスの内容の一部または全部の廃止を行う場合には、第 8 条で規定する通知方法により、事前に契約者にその旨を通知します。この場合契約者は、通知内容に対する異議を申し立てることはできません。

6.当社の責任は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供することに限られ、データのサーバへの転送速度またはインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、当社の提供するサービスが契約者の希望する水準を満たしていない場合においても、当社は契約者に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとします。

7.当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイトまたはコンテンツに対して、閲覧を制限することができます。

8.当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができます。

9.契約者は、利用申込の経路、手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受けられることがあることを了承します。

第 11 条 (ID 及びパスワード等の管理)

1.契約者及び管理責任者は、契約成立後に当社が利用ユーザ毎に付与する、ID(ログイン用のユーザ ID、管理責任者用 ID 等)及びこの ID と組み合わせるパスワードやその他の記号等(ID とパスワード等をまとめて以下「認証情報」という)の管理責任を負うものとします。

2.契約者及び管理責任者は、認証情報のうちユーザ ID 及びこれに組み合わせるパスワードを、利用ユーザ以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。利用ユーザ毎に付与されたユーザ ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、当該利用ユーザ本人による利用とみなします。

3.契約者及び管理責任者は、認証情報のうち管理 ID 及びこれに組み合わせるパスワードを、管理責任者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。管理 ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、当該管理責任者本人による利用とみなします。

4.認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の全責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。契約者は自己の認証情報による本サービスの利用にかかる全ての料金その他の債務を負担するものとします。

5.契約者は、認証情報が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第 12 条 (ユーザ情報の保護)

1.当社は、契約申込又は本サービスを提供する目的の範囲で契約者より氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等個人を認識もしくは特定できる情報(以下「ユーザ情報」という)を収集し、別途オンライン上に掲示するプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

2.当社は、前項に係らずユーザ情報を、以下の各号に定める場合に利用し、または契約等によりユーザ情報を適切に管理するよう義務づけた第三者に提供することがあるものとします。

(1)契約者が、ユーザ情報の開示について同意している場合。

(2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行う場合。

(3)個々の契約者に有益と考えられる当社の情報あるいは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社の Web ページや契約者の端末装置上に表示したり、電子メール、郵便、電話等によって送付や案内する場合。

(4) ユーザ情報の取扱いに関する同意を得るために電子メール、郵便、電話等で連絡する場合。

(5)当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(契約者の個人が特定できない情報群)を開示する場合。

(6)当社に対して、法令により、あるいは、法令に基づきユーザ情報の開示が求められた場合。

(7)弁護士法第 23 条の 2 により開示が求められた場合で、かつ、本標準規約第 15 条に定める禁止項に該当する事由があると、当社が合理的に判断する場合。

3.当社は、業務委託先とユーザ情報の保護にかかわる契約を締結することにより、契約者のユーザ情報を預託させることができるものとします。

4.当社は、契約者よりのユーザ情報の照会、訂正、削除等の連絡があった場合、内容を検討し、合理的な期間内に適切に対応するものとします。

5.契約者は、本サービスの利用を希望する場合、当社へユーザ情報を提供する義務があり、かつユーザ情報の提供に同意しない場合、本サービスの利用ができないことに同意するものとします。

6.当社は当社設備に蓄積または保管されたデータ等のバックアップを目的として、複製または複製して保管できるものとしますが、この行為の義務を負うものではありません。

第 13 条 (利用料金等)

1. 契約者は、当社に対し、本サービス利用の対価として、当社が別途定める契約金、利用料金、ユーザ ID 登録料、その他の料金(以下総じて「料金」という)を、政府機関によって課される一切の公租公課を含めて、個別規約に定める方法により、支払うものとします。この公租公課が契約者が利用するサービスの合算に対して付加される場合には、請求金額と公租公課込価格の合計に差が生じることがあります。

2. 契約者は、利用ユーザにかかる料金を一括して支払うものとします。

3. 当社は、第 8 条で規定する通知方法で、契約者に 30 日以上の上記の通知を出すことにより、契約者の同意なくして料金を改定することができるものとします。この場合契約者は、通知内容に対する異議を申し立てることはできません。また料金の変更に伴って契約者が蒙る不便、

不都合、損失・損害について、当社はいかなる責任も負いません。

4. 当社は、契約者との契約の解除、契約の取消、サービスの提供停止、サービスの中断・中止その他理由の如何を問わず、既に支払われた料金を、一切払い戻し致しません。

第 14 条（請求及び支払い）

1. 契約者は、当社からの請求書に従い、料金を所定の期日までに当社所定の金融機関に振り込むものとし、

2. 契約者が料金その他の債務を当社に支払う際に要する振込み手数料等の費用は、全て契約者の負担とします。

3. 契約者が料金等を支払期日までに支払わないことにより、当社が催告その他の手続き等に要した費用については、全て契約者が負担します。

4. 当社は、契約者が料金等を支払期日までに支払わない場合、その催告について、料金集金制度取扱会社等に委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとし、

5. 契約者は、支払期日までに料金を支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとし、

6. 当社は当社の都合等により、料金その他の契約者に対する債権を料金集金制度取扱会社等に譲渡することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとし、

第 15 条（料金の計算）

料金の計算方法は別紙料金表に定めるところによります。

第 16 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならず、また利用ユーザにも行わせてはならないものとし、

(1)他の契約者、第三者もしくは当社の著作権、商標権等知的財産権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。

(2)他の契約者、第三者もしくは当社の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。

(3)上記(1)(2)の他、他の契約者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。

(4)他の契約者、第三者もしくは当社を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

- (5)前項のうち、特に法人・個人を問わず第三者のインターネット上の情報交換の場(いわゆる掲示板やチャット、メーリングリスト等)における罵詈雑言、悪言、脅し、愉快犯的な発言などの行為。
- (6)第三者に対する適切な手段を講じず、わいせつな文書、図画、写真等を掲載・送信する行為。
- (7)他の契約者もしくは、第三者に対し無断で広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他の契約者もしくは第三者が嫌悪を抱くもしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。
- (8)前項のうち、特に迷惑スパムメール、宛先の許諾を得ないメール、ダイレクトメール、無限連鎖講(ねずみ講)行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び連鎖的なメール転送の依頼に応じて転送する行為。
- (9)公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の契約者又は第三者に提供、掲示する行為。
- (10)猥褻、児童ポルノまたは児童を含む弱者虐待に相当する画像、文書等を送信あるいは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為。その送信、表示、販売を惹起させる広告を送信または表示する行為。
- (11)犯罪もしくは犯罪に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
- (12)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (13)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為、または公職選挙法に抵触する行為。
- (14)性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (15)認証情報を不正に使用する行為。
- (16)故意・過失の有無を問わずコンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (17)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を怠っている場合。
- (18)その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (19)その他違法または明らかに公序良俗に反する行為。
- (20)その他、本サービスの運営を妨げる行為。
- (21)前号までの項目に該当する行為を行っているサイトへリンクを貼る等、当該行為を誘引する行為。
- (22)当社より提供される本サービスをあたかも契約者独自のサービスであるかのように、その名称、価格等を変更して第三者に提供する行為、また再販行為。
- (23)その他、当社が不適切と判断する行為。

2.前項に該当する契約者もしくは利用ユーザ(ないし抹消された利用ユーザ)の行為によって当社及び第三者に損害が生じた場合、契約が解除された後であっても、契約者はすべての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。また、当該行為によって損害を被った第三者または当社へその損害の賠償をするものとします。

第 17 条 (知的財産権の帰属)

- 1.本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、データ、文書、音楽、写真、画像、映像及びそれに付随する技術全般に関する知的財産権その他一切の権利は、当社に帰属するものとします。
- 2.契約者ならびに利用ユーザは、本サービス上に利用ユーザがアップロードした情報又はファイルについて、当社の利用等に対し、使用料、損害金その他なんらの請求もしないものとします。
- 3.契約者ならびに利用ユーザは、本サービス上に利用ユーザがアップロードした情報又はファイルについて、それらを複製し頒布する権利又は削除する権利を当社もしくは当社が別途任命する管理者に与えたものとします。
- 4.契約者は、利用ユーザがアップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。

第 18 条 (著作権)

- 1.契約者ならびに利用ユーザは、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、各サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、著作権法で定める私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。
- 2.契約者ならびに利用ユーザは、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、各サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
- 3.契約者ならびに利用ユーザが、本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第 19 条 (サービスの提供停止)

- 1.当社は、契約者または利用ユーザが以下の事項に該当する場合、事前に当該契約者に通知の上、当該契約者に対する本サービスあるいは本サービスの一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はその限りではありません。なお当社は、当該該当事項が解消されたと判断した場合、当該契約者に対する本サービスあるいは本サービスの一部

の提供を再開することがあります。

(1)債務の履行を怠った場合。

(2)第 16 条の規定に違反、あるいは第 7 条の各項目に該当した場合。

(3)当社が提供するサービスに関し、直接または間接に 当社または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えた場合。

(4)電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれない場合

(5)契約者宛郵送物が当社に返送された場合。

(6)契約者が本サービスの利用において、統計的平均的な利用を大幅に超えた利用を行い、本サービスの運用及び制度の維持に支障を来すと判断した場合。

(7)その他、当社が不適切と判断する行為をなした場合

(8)その他、当社が緊急性が高いと判断した場合。

2.当社が前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

第 20 条 (サービスの中止・中断)

1.当社は、以下の事項に該当する場合、事前に契約者の同意を得ずして、本サービスあるいは本サービスの一部の運営を中止・中断できるものとします。

(1)本サービスあるいは本サービスの一部のシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。

(2)当社が設置する通信設備の障害等やむを得ない場合。

(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスあるいは本サービスの一部の提供が通常どおりできなくなった場合。

(4)電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある時で、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置が必要な場合。

(5)その他、当社が、本サービスあるいは本サービスの一部の運営上一時的な中断が必要と判断した場合。

2.当社は、前項の規定により、本サービスあるいは本サービスの一部の運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。但し、緊急 やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.当社は、本サービスあるいは本サービスの一部の中止・中断などの発生により、契約者、利用ユーザ又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 21 条（サービスの廃止）

- 1.当社は、社会情勢の変化や経済状況の変動等により本サービスあるいは本サービスの一部の提供を廃止する場合、あらかじめ第 8 条に定める方法でその旨を契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスあるいは本サービスの一部の廃止により、契約者、利用ユーザ又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 22 条（責任の限定）

- 1.当社は、本サービスのサービス内容、及び契約者ならびに利用ユーザが本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。本サービスのサービス提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した契約者、利用ユーザ又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2.当社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については一切免責せらるるものとし、契約者は予めそれを承諾するものとします。
- 3.当社が何らかのクレームについて契約者に対し、本契約上負う全責任は、当該クレームを惹起したサービスについて契約者が当社に支払われる金額を上限とします。賠償の方法としては、以下のいずれか、あるいはその組合せによるものとし、最高で 6 月分とします。また、当該契約者が、当該損害賠償事由の生じた日を起算日として 3 ヶ月を経過しても損害賠償請求を行わなかった場合、請求する権利を失うものとします。
 - (1)後に発生する料金から該当金額相当の減額
 - (2)賠償額相当のサービス利用権の付与
- 4.当社は、契約者が本サービス利用においてサービス用設備に蓄積、保管、あるいは契約者が利用ユーザ等に蓄積することを承認したデータ等を保護する義務を負いません。その消失、削除、変更または改竄等があった場合も一切責任を負わないものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

当社および契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。また、契約者が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該契約者との契約を取り消すことができ

るものとしします。また、契約が取り消された場合、当該契約者は、当社に対する債務の一切につき即時に期限の利益を失い、当該債務を直ちに弁済するものとしします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとしします。

(1)自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していた者、または密接な関係を有する者であること。

(2)自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をした場合、または公序良俗に反する行為をした場合。

第 24 条（管轄裁判所）

1. 本サービスの利用に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとしします。

2. 協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所としします。

3. 本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとしします。

附則

本約款は平成 28 年 2 月 8 日より効力を有するものとしします。